

公益社団法人日本トライアスロン連合(JTU)

役員選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人日本トライアスロン連合(以下「JTU」という。)の役員(理事及び監事)の選任に関する事項は、法令または JTU 定款について定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 推薦方法

(理事候補者の推薦)

第2条 理事候補者については、JTU 定款第 21 条第 1 項第 1 号に定める 20 名以上 30 名以内の範囲で、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、社員総会に推薦するものとする。

- (1) 各地域トライアスロン競技団体(ブロック)が互選により別表に定める定数まで推薦する者 11 名以内
- (2) 理事会が推薦する者 19 名以内
- (3) (2)の中にアスリート委員会から2名(女子 1 名・男子 1 名:パラトライアスロン競技者含む)の推薦を含むものとする。
- (4) 前各号の理事候補者のうち 40%以上を女性候補者、25%以上を学識経験者とするよう努めるものとする。

(監事候補者の推薦)

第3条 監事候補者については、JTU 定款第 21 条第 1 項第 2 号に定める3名以内(外部有識者含む)の範囲で、理事会が社員総会に推薦するものとする。

第3章 役員の再任

(継続の制限)

第4条 理事及び監事は、在任期間が同一職において連続 10 年を超えてはならない。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。

- (1) 当該理事が在任期間中に World Triathlon(国際トライアスロン連合)及びアジアトライアスロン同盟(ASTC)等の国際スポーツ組織の役職者として就任している場合
- (2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上及び中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があると

の「役員候補者選考委員会」の評価に基づき、理事として選任された場合

(期間の満了日)

第 5 条 新たに理事及び監事の選任の社員総会の決議があった日から起算し、選任後連続して 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を 10 年満了とする。

2. 本規程の施行日において重任される理事及び監事も同様に前項の起算日を適用し、選任後連続して 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を 10 年満了とする。

第4章 役員候補者選考委員会

(委員会の設置)

第 6 条 この規程を公正及び適正に運用するために、理事会の議決により選考対象者以外の社員及び監事並びに有識者からなる「役員候補者選考委員会」を設置する。なお、運用基準は別に定めるものとする。

第5章 雑 則

(本規程の変更)

第 7 条 この規則は、理事会の議決によって、変更することができる。

附 則

1. この規程は、2021 年(令和 3 年)の定時社員総会の日から施行する。